

平成25年第1回羅臼町議会臨時会（第1号）

平成25年5月8日（水曜日）午前10時開議

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長行政報告
- 日程第 5 議案第31号 羅臼町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 6 議案第32号 羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 7 議案第33号 羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 8 議案第34号 羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 9 常任委員会委員の選任
- 日程第10 議会運営委員会委員の選任
- 日程第11 議会だより編集特別委員会委員の選任
- 日程第12 選挙第 1号 根室北部衛生組合議会議員の補欠選挙
- 日程第13 選挙第 2号 根室北部消防事務組合議会議員の補欠選挙
- 日程第14 選挙第 3号 根室北部廃棄物処理広域連合議会議員の補欠選挙
- 日程第15 報告第 2号 専決処分した事件の承認について
- 日程第16 報告第 3号 専決処分した事件の承認について
- 日程第17 報告第 4号 専決処分した事件の承認について
- 日程第18 議案第24号 平成25年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第19 議案第25号 平成25年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算
- 日程第20 議案第26号 羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第21 議案第27号 羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第22 議案第28号 羅臼町新型インフルエンザ等対策本部条例制定について
- 日程第23 議案第29号 財産の取得について
- 日程第24 議案第30号 財産の取得について

日程第25 各委員会閉会中の所管事務調査の件

○出席議員（10名）

議長	10番	村山修一君	副議長	9番	松原臣君
	1番	湊屋稔君		2番	田中良君
	3番	高島譲二君		4番	高村和史君
	5番	小野哲也君		6番	坂本志郎君
	7番	鹿又政義君		8番	佐藤晶君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町長	脇紀美夫君	副町長	鈴木日出男君
教育長	池田栄寿君	企画振興課長	久保田誠君
総務課長	太田洋二君	税務財政課長	高橋力也君
税務財政課参事	櫻井房雄君	環境生活課長	五十嵐勝彦君
保健福祉課長	対馬憲仁君	保健福祉課長補佐	洲崎久代君
地域包括ケア支援センター長	斉藤健治君	水産商工観光課長	川端達也君
水産商工観光課長補佐	堺昇司君	水産商工観光課長補佐	田澤道広君
建設水道課長	北澤正志君	学務課長	中田靖君
社会教育課長	石田順一君	会計管理者	野理幸文君

○職務のため議場に参加した者

議会事務局長	寺澤哲也君	次長	丸山晃君
--------	-------	----	------

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（村山修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、平成25年第1回羅臼町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村山修一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、3番高島讓二君及び4番高村和史君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（村山修一君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日1日にしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（村山修一君） 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。資料は、議長の手元に保管しています。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 町長行政報告

○議長（村山修一君） 日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） おはようございます。

本日、平成25年第1回羅臼町議会臨時会を開催いたしましたところ、議員各位には、何かと御多用のところ、全員の御出席をいただきましたことにつきまして、御礼を申し上げる次第でございます。

ただいまお許しをいただきましたので、4件の行政報告をさせていただきます。

1件目は、特旨叙位・特別叙勲受章についてであります。

平成25年2月10日に御逝去されました、元羅臼町議会議員、故田中俊夫氏に旭日単光章が授与されました。田中氏におかれましては、昭和42年4月から平成19年4月までの間、6期23年9月の長きにわたり羅臼町議会議員として在職し、議会の円滑な運営に尽力し、高邁な政治信念を持って羅臼町の振興発展に寄与した功績が認められ、このたびの授章となったものであります。去る4月3日、町長室におきまして、御子息であります田中良氏に伝達を行ったところでございます。

2件目は、4月8日発生の暴風被害についてであります。

去る4月7日午前4時59分、発達した低気圧の影響により、中標津町を除く根室管内全域に暴風警報が発令され、午後8時14分、解除となりました。この時点での被害報告はありませんでしたが、警報解除後から特に風が強まって暴風となり、4月8日午後6時17分、羅臼町に再度、暴風警報が発令され、4月9日午前2時53分、解除となっております。この暴風による被害は、公共施設で10件、漁協所有施設5件、個人所有の住宅及び倉庫等15件、電話線被害1件、軽傷であります。人的被害も1件確認されております。公共施設等の被害額は約330万円となっております。一部、本議会において補正予算を計上しております。釧路気象台データによる今回の最大風速は、8日午前3時50分に北北西の風33.8メートルであります。羅臼町役場に設置してあります風速計では、8日午後2時33分、北北西の風42.6メートルを記録いたしました。いずれも暴風警報解除後に記録しているものでありまして、被害があった時間も警報解除後に集中しているようであります。今回のように、低気圧が通過後に突風が吹くケースがありますので、警報発令前並びに解除後につきましても、気象台と情報を共有して今後対応してまいりたいと存じます。

次に3件目は、ロシアトロール船の操業阻止に向けた要請行動であります。

去る4月16日、17日の両日、ロシアトロール船の根室海峡における操業阻止に向けた要請行動を実施いたしました。ロシアトロール船の操業は、前浜の資源の減少や漁具被害が発生していることから、これまでも機会あるごとに関係機関に要請行動を実施してまいりましたが、一昨年より、町内の関係団体によるオール羅臼で実施しているところであ

ります。今回は、当町と同じく根室海峡沿岸を漁場とする標津町、別海町におきましても、昨年12月6日から本年1月8日にかけて、延べ13日間にわたり、野付半島との境界付近で操業するロシアトロール船の存在が確認され、標津町、別海町にとっても、資源の枯渇や生態系に与える影響などが危惧されることから、町、議会、漁協の3者が、このたびの要請行動に急遽参加いたしました。4月16日、北海道庁、北海道議会、北海道水産会、翌17日には、北海道選出の国会議員、農林水産省、外務省に対して要請を行ったところでございます。なお、今回参加されました議長を初め、町内の関係団体の皆様に大変お忙しい中要請行動に参加していただきましたことに、心から御礼を申し上げる次第でございます。

4件目は、知床横断道路の除雪状況についてであります。

ゴールデンウィーク前に開通を目指して除雪作業が進められておりましたが、4月19日、20日、さらには27日、28日と、峠は断続的に吹雪に見舞われ、除雪が終了した区間が、また吹きだまりとなる事態となり、思うように作業が進まない状況であります。さらには、5月に入り、2日、3日、4日と、峠は吹雪となり、吹きだまり、雪崩が発生しており、雪庇落としの作業も大変危険な状況であることが、昨日、釧路開発建設部から報告を受けたところであります。今後は天候の回復を祈るばかりではありますが、一日も早い開通を目指して作業が進められるよう、引き続き要請をしまいに存じます。

以上、4件でございます。ありがとうございました。

○議長（村山修一君） これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 議案第31号 羅臼町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（村山修一君） 日程第5 議案第31号羅臼町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま上程されました議案第31号、71ページでございます。

羅臼町監査委員の選任につき同意を求めることについて。

羅臼町監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所につきましては、目梨郡羅臼町礼文町40番地8、浦崎頼男氏でございます。生年月日は昭和21年1月4日、任期は平成25年6月1日から平成29年5月31日まででございます。

浦崎氏は、平成22年12月21日から前任者の残任期間を本年5月31日で満了とな

りますが、人格、識見ともに監査委員として適任でありますことから、引き続き選任いたしたく、ここに満堂の御同意を賜りますようお願い申し上げます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第31号を採決します。この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第5 議案第31号羅臼町監査委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎日程第6 議案第32号 羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき
同意を求めることについて

○議長（村山修一君） 日程第6 議案第32号羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） 議案第32号、72ページでございます。

羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

羅臼町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所につきましては、目梨郡羅臼町礼文町369番地1、萬屋勝利氏でございます。生年月日は昭和19年5月4日でございます。任期は、平成25年6月22日から平成28年6月21日まででございます。

萬屋氏は、平成16年6月22日から3期9年間、同委員として職責を果たしていただいております。引き続き選任いたしたく満堂の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第32号を採決します。この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第6 議案第32号羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては同意することに決定しました。

◎日程第7 議案第33号 羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき
同意を求めることについて

○議長（村山修一君） 日程第7 議案第33号羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） 議案第33号、73ページでございます。

羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

羅臼町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所につきましては、目梨郡羅臼町幌萌町623番地62、氏名につきましては大森安夫氏でございます。生年月日は昭和19年6月21日でございます。任期は、平成25年6月22日から平成28年6月21日まででございます。

大森氏は、平成19年6月22日から2期6年間、同委員として職責を果たしていただいております。引き続き選任いたしたく、満堂の御同意を賜りたくお願い申し上げる次第でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第33号を採決します。この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第7 議案第33号羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎日程第8 議案第34号 羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき
同意を求めることについて

○議長（村山修一君） 日程第8 議案第34号羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選

任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） 議案第34号、74ページでございます。

羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

羅臼町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所につきましては、目梨郡羅臼町船見町105番地6、氏名は横岩信子氏でございます。生年月日は昭和23年3月4日、任期は、平成25年6月22日から平成28年6月21日まででございます。

横岩氏は、元町職員として行政の各分野の職務を経験し、平成20年3月に定年退職、23年4月から本年3月まで羅臼町商工会事務局長として活躍いたしました。同委員として人格、識見ともに最適任でありますことから、選任いたしたく、満堂の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、議案第34号を採決します。この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第8 議案第34号羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎日程第9 常任委員会委員の選任

○議長（村山修一君） 日程第9 常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、あらかじめ希望をとっておりますので、それをできるだけ尊重し、また、これまでの前歴等を勘案した上で、副議長含め協議し、委員会条例第6条第1項の規定により、議長において指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 御異議なしと認めます。

それでは、常任委員会委員選考のため、しばらく休憩します。

午前10時16分 休憩

午前10時19分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に希望を考慮し、また、希望の多い委員会については、副議長と協議調整をした結果を事務局長より報告させます。

事務局長。

○事務局長（寺澤哲也君） それでは、各常任委員会委員を御報告申し上げます。

総務民生常任委員会、佐藤晶議員、高村和史議員、高島讓二議員、湊屋稔議員、村山修一議員。

続きまして、経済文教常任委員会、鹿又政義議員、坂本志郎議員、小野哲也議員、田中良議員、松原臣議員。

以上でございます。

○議長（村山修一君） ただいま事務局長より報告のとおり、指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、常任委員会委員に選任することに決定しました。

委員会条例第7条第2項の規定により、各常任委員会では委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いします。総務民生常任委員会は正副議長室、経済文教常任委員会は第1委員会室をお願いします。

暫時休憩します。

午前10時21分 休憩

午前10時29分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（村山修一君） 諸般の報告をいたします。

休憩中に、各常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので報告します。

総務民生常任委員会委員長に佐藤晶君、副委員長に高島讓二君、経済文教常任委員会委員長に田中良君、副委員長に小野哲也君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第10 議会運営委員会委員の選任

○議長（村山修一君） 日程第10 議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

本委員会の委員の選任につきましては、申し合わせにより、各常任委員長及び各常任委員会より1名から成る計4名で構成することになっております。委員会条例第6条第1項の規定により、各常任委員会より互選された委員を議長において指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 御異議なしと認めます。

各常任委員会では委員会を開催し、議会運営委員の互選をお願いします。総務民生常任委員会は正副議長室、経済文教常任委員会は第1委員会室をお願いします。

暫時休憩します。

午前10時31分 休憩

午前10時37分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（村山修一君） 諸般の報告をします。

休憩中に、各常任委員会において議会運営委員会委員の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので報告します。

総務民生常任委員会から佐藤晶君、高村和史君、経済文教常任委員会から田中良君、小野哲也君、以上のとおり互選された旨の報告がありましたので、指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

委員会条例第7条第2項の規定により、議会運営委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いします。正副議長室をお願いします。

暫時休憩します。

午前10時38分 休憩

午前10時41分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（村山修一君） 諸般の報告をします。

休憩中に、議会運営委員会において委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので報告します。

委員長に高村和史君、副委員長に小野哲也君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第11 議会だより編集特別委員会委員の選任

○議長（村山修一君） 日程第11 議会だより編集特別委員会委員の選任を行います。お諮りします。

本特別委員会の委員につきましては、議会広報発行に関する条例第3条第3項の規定により、4名で構成することになっております。この選考に当たりましては、正副議長及び各常任委員長で協議の上、議長において指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

委員選考のため、暫時休憩します。

午前10時42分 休憩

午前10時49分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま休憩中に、委員の選考を行った結果を事務局長より報告させます。

事務局長。

○事務局長（寺澤哲也君） それでは、議会だより編集特別委員会委員を報告いたします。

坂本志郎議員、小野哲也議員、田中良議員、湊屋稔議員。

以上でございます。

○議長（村山修一君） ただいま事務局長より報告のとおり、指名いたしたいと思いません。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり議会だより編集特別委員会委員に選任することに決定しました。

議会広報発行に関する条例第4条第2項の規定により、議会だより編集特別委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

午前10時50分 休憩

午前10時57分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（村山修一君） 諸般の報告をします。

休憩中に、議会だより編集特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので報告いたします。

委員長に坂本志郎君、副委員長に田中良君。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第12 選挙第1号 根室北部衛生組合議会議員の補欠選挙

○議長（村山修一君） 日程第12 選挙第1号根室北部衛生組合議会議員の補欠選挙を行います。衛生組合議会議員については、現在、羅臼町議会から4名の議員が選出されておりますが、このたび、坂本議員、田中議員から辞職したい旨の申し出がありましたので、これを受理しております。ついては、根室北部衛生組合同規約第6条第3項の規定により、補欠選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にいたしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選にすることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。
暫時休憩します。

午前10時59分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

根室北部衛生組合議会議員の補欠選挙に伴う指名を行います。

根室北部衛生組合議会議員に、8番佐藤晶議員、3番高島讓二議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました8番佐藤晶議員、3番高島讓二議員が根室北部衛生組合議会議員になることに決定いたしました。

◎日程第13 選挙第2号 根室北部消防事務組合議会議員の補欠選挙

○議長（村山修一君） 日程第13 選挙第2号根室北部消防事務組合議会議員の補欠選挙を行います。消防事務組合議会議員については、現在、羅臼町議会から4名の議員が選出されておりますが、このたび、湊屋議員、佐藤議員から辞職したい旨の申し出がありましたので、受理しております。ついては、根室北部消防事務組合同約第6条第3項の規定により補欠選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選にすることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

暫時休憩します。

午前11時01分 休憩

午前11時02分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

根室北部消防事務組合議会議員の補欠選挙に伴う指名を行います。

根室北部消防事務組合議会議員に、2番田中良議員、7番鹿又政義議員を指名したいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました2番田中良議員、7番鹿又政義議員が根室北部消防事務組合議会議員になることに決定いたしました。

◎日程第14 選挙第3号 根室北部廃棄物処理広域連合議会議員の補欠選挙

○議長（村山修一君） 日程第14 選挙第3号根室北部廃棄物処理広域連合議会議員の補欠選挙を行います。廃棄物処理広域連合議会議員については、現在、羅臼町議会から4名の議員が選出されておりますが、このたび、坂本議員、田中議員から辞職したい旨の申し出がなされておりますので、この申し出を受理しております。ついては、根室北部廃棄物処理広域連合規約第8条第2項の規定により補欠選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にいたしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

暫時休憩します。

午前11時03分 休憩

午前11時04分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

根室北部廃棄物処理広域連合議会議員の補欠選挙に伴う指名を行います。

根室北部廃棄物処理広域連合議会議員に、8番佐藤晶議員、3番高島讓二議員を指名したいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、8番佐藤晶議員、3番高島讓二議員が根室北部廃棄物処理広域連合議会議員になることに決定いたしました。

ここで11時15分まで休憩します。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

○議長(村山修一君) 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第15 報告第2号 専決処分した事件の承認について

○議長(村山修一君) 日程第15 報告第2号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(脇 紀美夫君) ただいま上程されました報告第2号専決処分した事件の承認についてでありますけれども、また、この後上程が予定されております報告第3号、第4号並びに議案第24号から第30号までにつきましては、それぞれ副町長以下担当職員をして説明いただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(村山修一君) 副町長。

○副町長(鈴木日出男君) 議案の1ページをお願いいたします。

報告第2号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

2ページをお願いいたします。

専決処分書。

平成24年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決年月日につきましては、平成25年3月31日でございます。

平成24年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成24年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,514万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億2,029万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

4ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

2款地方譲与税、231万1,000円を減額し2,057万6,000円。1項地方揮
発油譲与税、51万7,000円を減額し611万9,000円。2項自動車重量譲与税、
179万4,000円を減額し1,445万7,000円。

3款1項利子割交付金、93万3,000円を減額し190万1,000円。

4款1項配当割交付金、7万3,000円を追加し80万6,000円、。

5款1項株式等譲渡所得割交付金、6万2,000円を減額し21万9,000円。

6款1項地方消費税交付金、468万7,000円を減額し6,254万9,000円。

7款1項自動車取得税交付金、27万5,000円を追加し443万6,000円。

8款1項地方特例交付金、690万7,000円を減額し62万8,000円。

9款1項地方交付税、2億8,357万4,000円を追加し21億9,357万4,00
0円。

10款1項交通安全対策特別交付金、36万2,000円を減額し1,000円。

11款分担金及び負担金、64万1,000円を減額し3,755万4,000円。1項
分担金、64万1,000円を減額し68万4,000円。

13款国庫支出金、1,125万9,000円を追加し1億2,773万1,000円。2
項国庫補助金、1,125万9,000円を追加し2,604万6,000円。

15款財産収入、7万4,000円を追加し2,638万3,000円。1項財産運用収
入、7万4,000円を追加し1,773万円。

16款1項寄附金、156万8,000円を減額し2,890万6,000円。

17款繰入金1項基金繰入金、1億2,077万8,000円を減額し772万3,00
0円。

18款1項繰越金、3,043万5,000円を追加し8,611万円。

20款1項町債、230万円を減額し2億500万2,000円。

歳入の合計、1億8,514万1,000円を追加し38億2,029万8,000円とな
るものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費、2億4,661万9,000円を追加し8億711万4,000円。1項総
務管理費、2億4,661万9,000円を追加し7億6,172万8,000円。

3款民生費、406万1,000円を減額し4億9,162万7,000円。1項社会福
祉費、406万1,000円を減額し3億9,313万7,000円。

4款衛生費、3,329万2,000円を減額し6億6,623万2,000円。1項保健

衛生費、3,040万8,000円を減額し2億9,561万5,000円。3項清掃費、288万4,000円を減額し3億6,125万6,000円。

5款農林水産業費、461万8,000円を減額し4,837万2,000円。1項農業費、64万1,000円を減額し1,145万4,000円。3項水産業費、397万7,000円を減額し3,470万3,000円。

6款1項商工費、1,021万7,000円を減額し7,827万2,000円。

7款土木費、537万6,000円を減額し1億1,330万9,000円。2項道路橋りょう費、537万6,000円を減額し1億1,162万2,000円。

9款1項公債費、391万4,000円を減額し4億4,469万1,000円。

歳出合計、1億8,514万1,000円を追加し38億2,029万8,000円となるものでございます。

7ページをお願いいたします。

事項別明細書の説明をいたします。

歳入でございます。

2款地方譲与税1項1目地方揮発油譲与税、51万7,000円の減額。2項1目自動車重量譲与税、179万4,000円の減額。

3款1項1目利子割交付金、93万3,000円の減額。

4款1項1目配当割交付金、7万3,000円の追加。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金、6万2,000円の減額。

6款1項1目地方消費税交付金、468万7,000円の減額。

7款1項1目自動車取得税交付金、27万5,000円の追加。

8款1項1目地方特例交付金、690万7,000円の減額。

9款1項1目地方交付税、2億8,357万4,000円の追加。

ここまでは、それぞれ国の交付決定に伴うものでございます。

9ページをお願いいたします。

10款1項1目交通安全対策特別交付金、36万2,000円。交付の決定に伴うものでございます。

11款分担金及び負担金1項分担金1目農林水産業費分担金、64万1,000円の減額。

13款国庫支出金2項国庫補助金3目衛生費国庫補助金、24万1,000円の減額。

4目土木費国庫補助金、1,150万円の追加でございます。

ここまでは、それぞれ事業の確定、あるいは、今般、大雪に対する市町村を対象に臨時の除雪費の補助金が交付決定になってございます。

15款財産収入1項財産運用収入2項利子及び配当金、7万4,000円の追加。

16款1項寄附金1目総務費寄附金、42万円の追加でございます。それぞれ善意による寄附があったものでございまして、医療保健福祉に1件20万円、中学校改築費で22

万円、合わせて42万円の寄附金でございます。4目農林水産業費寄附金、198万8,000円の減額でございますが、事業費の確定による漁協からの負担分の減額でございます。

17款繰入金1項1目基金繰入金、1億2,077万8,000円の減額でございます。当初予定した繰入金を減額するものでございます。

11ページお願いいたします。

18款1項1目繰越金、財源調整のために3,043万5,000円を追加するものでございます。

20款1項町債衛生費、230万円の減額でございます。当初予算では葬斎場の火葬炉の耐火補修に対しまして過疎債を申請しておりましたが、その充当がかなわないということになりまして、減額するものでございます。

13ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、2億5,049万6,000円の追加補正でございます。1点目は備荒資金組合納付金に5,000万円を積み立てるものでございますが、災害等の緊急支出が生じた場合に備えて5,000万円を積み立てるものでございまして、この納付金の合計額、1億2,885万2,000円となるものでございます。次に、積立金でございまして、財政調整基金に1億7万4,000円の積み立てがございまして、24年度末につきまして、7億8,473万1,000円となるものでございます。減債基金積立金、5,000万円でございますが、24年度末では3億9,314万5,000円となるものでございます。文教施設整備基金積立金、5,000万円を積み立てるものでございまして、24年度末では3億7,025万6,000円となるものでございます。今後につきましても、健全な財政運営のために、努めて計画的に積み立てに努力をしていくということでございます。

17目協働のまちづくり推進事業費、387万7,000円の減額でございます。いきいき地域提案型事業、1件の支消がございました。あとは、特に申請もございませんでしたので、減額をするものでございます。

3款民生費1項社会福祉費4目心身障がい者特別対策費、50万円の減額でございます。事業の確定でございます。7目特別会計繰出金、356万1,000円の減額でございます。国保の特別会計事業の決算見込みにより、減額するものでございます。4款衛生費1項保健衛生費、15ページお願いいたします、3目環境衛生費、これは財源の内訳のやりくりでございます。4目特別会計繰出金、2,770万8,000円の減額でございます。診療所の特別会計の事業確定に伴うものでございます。6目合併処理浄化槽普及費、270万円の減額でございます。事業の確定でございます。3項清掃費1目清掃総務費、288万4,000円の減額でございます。それぞれ、事業の確定に伴うものでございます。

5款農林水産業費1項農業費2目農業振興費、64万1,000円の減額でございます。事業費の確定によるものでございます。3項水産業費3目漁港管理費、16ページをお願いいたします、知円別漁港の事業費の確定に伴う減でございます。

6款1項商工費2目商工振興費、65万3,000円の減額でございます。事業の確定でございます。8目温泉供給費、956万4,000円の減額につきましても、事業の確定に伴う減額でございます。

7款土木費2項道路橋りょう費2目道路維持費、537万6,000円の減額でございます。除雪業務委託の確定に伴う減額でございます。結果的に、今年度の除雪費の確定数値は9,462万4,000円となったところでございます。

9款1項公債費、19ページをお願いいたします、1目元金でございます、191万8,000円の減額でございます。償還額の確定に伴う減額でございます。2目利子、199万6,000円の減額でございます。一時借入金利子の確定に伴うものでございます。

以上、専決処分をさせていただきました。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、報告第2号を採決します。この採決は、起立によって行います。

報告第2号専決処分した事件の承認については、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第15 報告第2号専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第16 報告第3号 専決処分した事件の承認について

○議長（村山修一君） 日程第16 報告第3号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬憲仁君） 21ページをお願いいたします。

報告第3号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものでございます。

22ページをお願いします。

専決処分書。

平成24年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決処分年月日は、平成25年3月31日でございます。

23ページです。

平成24年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算。

平成24年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ238万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億3,993万5,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

24ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

1款1項国民健康保険税、59万円を減額し4億8,776万4,000円。

6款道支出金、653万6,000円を追加し1億579万円。2項道補助金、653万6,000円を追加し9,408万1,000円。

8款財産収入1項財産運用収入、2,000円を追加し6,000円。

9款繰入金、356万1,000円を減額し1億2,026万2,000円。1項他会計繰入金、356万1,000円を減額し6,750万2,000円。

歳入合計、238万7,000円を追加し12億3,993万5,000円。

続きまして、歳出でございます。

1款総務費、2,000円を追加し6,236万7,000円。1項総務管理費、2,000円を追加し5,794万4,000円。

3款保険給付費、415万1,000円を減額し7億677万5000円。1項療養諸費、244万1,000円を減額し6億2,147万8,000円。4項出産育児諸費、171万円を減額し837万円。

10款諸支出金、653万6,000円を追加し2,962万6,000円。3項繰出金、653万6,000円を追加し653万6,000円。

歳出合計、238万7,000円を追加し12億3,993万5,000円。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

26ページをお願いします。

歳入です。

1款1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税から59万円を減額するもの

でございます。内容につきましては、財源調整のため減額をするものでございます。

6款道支出金2項道補助金2目第2号調整交付金に653万6,000円を追加するものでございます。内容につきましては、僻地直営診療所運営費に係る特別調整交付金が認められたことから、追加するものでございます。

8款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金に2,000円を追加するものでございます。内容につきましては、財政調整基金積立金利子の額の確定によるものでございます。

9款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金から356万1,000円を減額するものでございます。内容につきましては、額の確定により、軽減費繰入金244万1,000円出産育児一時金繰入金112万円を、それぞれ減額するものでございます。

28ページをお願いいたします。

続きまして、歳出です。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費に2,000円を追加するものでございます。内容につきましては、国民健康保険財政調整基金積立金の額の確定によるものでございます。

3款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費から244万1,000円を減額するものでございます。内容につきましては、療養給付費の減少などにより、診療報酬保険者負担金を減額するものでございます。4項出産育児諸費1目出産育児一時金から171万円を減額するものでございます。内容につきましては、出産者数の確定によるものでございます。

10款諸支出金3項1目繰出金に653万6,000円を追加するものでございます。内容につきましては、僻地直営診療所運営費に係る特別調整交付金が認められたことから、国民健康保険診療所事業特別会計繰出金を追加するものでございます。

なお、この専決処分につきましては、4月30日開催の第2回国保運営協議会に報告し、原案のとおり承認をいただいているものでございますことを御報告させていただきます。

以上でございます。よろしく願いいたします

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、報告第3号を採決します。この採決は、起立によって行います。

報告第3号専決処分した事件の承認については、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第16 報告第3号専決処分した事件の承認については、承認するこ

とに決定しました。

◎日程第17 報告第4号 専決処分した事件の承認について

○議長（村山修一君） 日程第17 報告第4号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬憲仁君） 30ページをお願いいたします。

報告第4号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものでございます。

31ページをお願いします。

専決処分書。

平成24年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決年月日は、平成25年3月31日でございます。

32ページです。

平成24年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算。

平成24年度目梨郡羅臼町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,770万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億528万7,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

33ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

1款診療収入1項外来収入、653万6,000円を減額し2,606万5,000円。

4款繰入金1項他会計繰入金2,117万2,000円を減額し1億7,954万4,000円。

歳入合計、2,770万8,000円を減額し5億528万7,000円。

続きまして、歳出です。

1款総務費1項総務管理費、2,770万8,000円を減額し4億1,124万6,000円。

歳出合計、2,770万8,000円を減額し5億528万7,000円。

続きまして、事項別明細書による説明をいたします。

35ページをお願いいたします。

歳入です。

1款診療収入1項1目外来収入から653万6,000円を減額するものでございます。内容につきましては、財源調整により減額するものでございます。

4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金から2,770万8,000円を減額するものでございます。内容につきましては、開設準備負担金及び地域医療政策費負担金の額の確定によるものでございます。

2目国民健康保険事業特別会計繰入金に653万6,000円を追加するものでございます。内容につきましては、国民健康保険事業において特別調整交付金が認められたことから追加をするものでございます。本目は新設でございます。

37ページをお願いします。

続きまして、歳出です。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費から2,770万8,000円を減額するものでございます。内容につきましては、額の確定により開設準備負担金145万8,000円、地域医療政策費負担金2,625万円をそれぞれ減額するものでございます。

なお、この専決処分につきましては、4月30日開催の第2回国保運営協議会に報告し、原案のとおり承認をいただいているものでございますことを御報告させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、報告第4号を採決します。この採決は、起立によって行います。

報告第4号専決処分した事件の承認については、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第17 報告第4号専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

ここで、昼食のため、午後1時まで休憩します。午後1時再開します。

午前11時42分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。午前中に引き続き、会議を開きます。

◎日程第18 議案第24号 平成25年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第18 議案第24号平成25年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の39ページをお願いいたします。

議案第24号平成25年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成25年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,487万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億3,305万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

40ページでございます。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます

14款道支出金、1,174万8,000円を追加し1億2,643万7,000円。2項道補助金、923万9,000円を追加し3,974万円。3項道委託金、250万9,000円を追加し2,073万1,000円。

16款1項寄附金、56万2,000円を追加し615万7,000円。

17款繰入金1項基金繰入金、15万円を追加し581万円。

18款1項繰越金、126万9,000円を追加し127万円。

19款諸収入、114万8,000円を追加し2,520万8,000円。4項雑入、114万8,000円を追加し2,427万円。

歳入合計、1,487万7,000円を追加し34億3,305万円となるものでございます。

歳出でございます。

2款総務費、426万4,000円を追加し6億1,409万2,000円。1項総務管理費、175万5,000円を追加し5億5,517万7,000円。4項選挙費、250万9,000円を追加し1,040万1,000円。

3款民生費、8万4,000円を追加し4億990万5,000円。1項社会福祉費、8万4,000円を追加し3億1,706万6,000円。

4款衛生費、15万円を追加し5億8,761万5,000円。1項保健衛生費、15万円を追加し2億3,134万円。

5款農林水産業費、62万3,000円を追加し5,045万円。3項水産業費、62万3,000円を追加し3,362万1,000円。

6款1項商工費、960万9,000円を追加し8,683万4,000円。

8款教育費、14万7,000円を追加し2億6,480万5,000円。6項保健体育費、14万7,000円を追加し1億1,304万円。

歳出合計、1,487万7,000円を追加し34億3,305万円。

42ページでございます。

事項別明細書の説明をいたします。

歳入でございます。

14款道支出金2項道補助金5目商工費道補助金、923万9,000円の追加でございます。緊急雇用創出推進事業（起業支援型地域雇用創造事業）が新たに創設をされ、新規に交付決定となったものでございます。3項道委託金1目総務費道委託金、250万9,000円の追加でございます。海区漁業調整委員会委員に欠員が生じました。この選挙委託金でございます。

16款1項寄附金1目総務費寄附金、15万円の追加でございます。医療保健福祉の診療所備品に対して1件の善意の寄附があったものでございます。3目農林水産業費寄附金、31万2,000円の追加でございます。暴風被害によりまして、ウニ種苗センターの屋根に破損が生じ、2分の1、漁協から負担として受けるものでございます。4目商工費寄附金、10万円の追加でございます。知床開き協賛のための指定寄附を受けたものでございます。

17款繰入金1項1目基金繰入金、15万円の追加でございます。総務費寄附金、善意の寄附をいただいたものをまちづくり基金に繰り入れするものでございます。

18款1項1目繰越金、126万9,000円の追加でございます。財源調整のために、前年度繰越金から求めたものでございます。

19款諸収入4項雑入3目雑入の114万8,000円でございます。これにつきましては、暴風災害のために、公共施設の物件に対する災害共済金2分の1を受けるものでございます。

44ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、15万円の追加でございます。善意による寄附金の積み立てをするものでございます。

10目財産管理費、160万5,000円の追加でございます。旧知床別小中学校の屋根の暴風被害による復旧工事でございます。4項選挙費3目海区漁業調整委員会委員選挙費、250万9,000円の追加でございます。委員1名に欠員が生じたために、選挙費追加でございます。

46ページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費2目社会福祉施設費、8万4,000円の追加でございます。暴風被害によりまして、福寿園の倉庫の一部に破損が生じたための修繕でございます。

4款衛生費1項保健衛生費4目特別会計繰出金、15万円でございます。診療所の備品に指定寄附がございました。診療所会計に繰り出すものでございます。

5款農林水産業費3項水産業費2目水産業振興費、62万3,000円の追加でございます。ウニ種苗センターの屋根、暴風被害がございました。この修繕でございます。

6款商工費1項商工費2目商工振興費、923万9,000円の追加でございます。歳入で申しあげましたとおり、このたび、緊急雇用創出推進事業起業支援型地域雇用創造事業に交付を受けたものでございますが、今般、羅臼町として体育館の管理運営をNPO法人スポーツクラブらに委託をしております。その雇用創出ということで、人件費分を、今般、北海道から交付を受けたものでございます。

4目観光費、30万円の追加でございます。1点目は、アサヒビールより協賛金として10万円の寄附をいただきましたので、事業に支消するものでございます。その他の部分では、20万円の追加でございますが、知床観光圏協議会に負担するものでございます。観光圏、羅臼、標津、斜里、清里、4町で観光圏を構成しておりますが、今年度、観光情報の共有化、情報の提供、あるいは特産物の販売をしていくための負担金でございます。

9目自然とみどりの村施設管理費7万円の追加でございます。これも、4月8日の暴風被害によりまして、オートキャンプ場のトイレに一部破損を生じました。修繕でございます。

8款教育費6項保健体育費5目温水プール管理費、14万7,000円の追加でございます。これも、暴風被害によりまして、温水プールの非常口のひさしに破損を生じました。そのための修繕でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑終わります。

これから、議案第24号を採決します。この採決は、起立によって行います。

議案第24号平成25年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第18 議案第24号平成25年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案25号 平成25年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事

業特別会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第19 議案第25号平成25年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬憲仁君） 50ページをお願いいたします。

議案第25号平成25年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算。

平成25年度目梨郡羅臼町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,078万4,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

51ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

3款繰入金1項他会計繰入金、15万円を追加し1億3,214万4,000円。

歳入合計、15万円を追加し1億6,078万4,000円。

続きまして、歳出です。

1款総務費1項総務管理費、15万円を追加し1億5,663万8,000円。

歳出合計、15万円を追加し1億6,078万4,000円。

続きまして、事項別明細書で説明をいたしますので、53ページをお願いいたします。

歳入です。

3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金に15万円を追加するものでございます。内容につきましては、知床まちづくり基金を一般会計繰入金に追加をするものでございます。

続きまして、歳出です。

55ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費に15万円を追加するものでございます。内容につきましては、4月17日付で、羅臼町に対し北海道行政書士会根室支部様から御寄附をいただきました知床まちづくり基金を、知床らうす国民健康保険診療所のストレッチャー購入費用の一部として、診療所設備整備負担金に追加をするものでございます。

なお、この補正予算につきましては、4月30日開催の第2回国保運営協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいているものでございますことを御報告させていただきます。

す。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑終わります。

これから、議案第25号を採決します。この採決は、起立によって行います。

議案第25号平成25年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第19 議案第25号平成25年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第26号 羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第20 議案第26号羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務財政課長。

○税務財政課長（高橋力也君） 議案の57ページをお願いします。

議案第26号羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町町税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものでございます。

今回の改正案につきましては、去る3月30日に公布となりました地方税法等の一部を改正する法律第3号に伴い、所要の改正を行うものでございます。

平成25年度の地方税法の改正につきましては、現下の経済情勢を踏まえ、日本経済再生に向けた緊急経済対策関連の税制措置等を主として持続的な経済社会の活性化を実現するため改正が講じられたものでございます。

改正条例につきましては、58ページから62ページに記載しておりますが、改正の内容につきましては、別冊としてお手元に配付してございます参考資料の1ページ、資料1の羅臼町町税条例の一部改正要旨にて、主な改正要旨と適用関係について御説明させていただきますので、特段の御理解を賜りたいと存じます。

それでは、改正要旨の1番目、寄附金税額控除についてであります。都道府県及び市町村に対する寄附金、いわゆるふるさと寄附金の制度の見直しでございまして、2,000円を超える寄附金については、所得税及び住民税で全額が控除される仕組みですが、国は、東日本大震災の復興財源を確保するために復興特別所得税を創設し、平成26年度か

らの課税となります。そのため、寄附金控除の際に、所得税と、住民税と、この復興特別所得税からも控除できるように見直すこととなり、平成26年度からの適用となります。

2番目としまして、延滞金の割合等の特例についてであります。市中銀行の金利低下に伴い、延滞金の利率について国税が見直されたことで、地方税である住民税の利率を、納期限後1カ月以内の場合は4.3%から3%へ、それ以外は14.6%から9.3%へ、それぞれ引き下げるものでございます。また、還付加算金についても4.3%から2%へ引き下げるものであり、これらの適用は、平成25年度内である26年1月からとなります。

3番目として、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の延長及び拡充であります。住宅ローン控除の適用者については、平成21年度の税制改正から所得税から控除し切れない額を、一定の割合で住民税から控除するものであります。内容的には2段階となっており、一つは、現行の所得額の5%、最高9万7,500円を、平成25年12月までのものをさらに4年間延長して、29年12月までとし、もう一つは、控除の拡充として、平成26年4月から29年12月までに住宅を取得した者に対して所得額の7%、最高13万6,500円を控除するものでございます。この改正の狙いは、平成26年4月からの消費税の税率引き上げに伴い、税負担の増加による影響を平準化し、緩和するとともに、国民の豊かな住生活を確保する観点から、住宅ローン減税の拡充を図るためとして、平成26年度以降から適用となります。また、この控除による住民税の減収分については、全額国費で補填するものとなっております。

最後の4番目として、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等特例でございます。内容としては、譲渡所得の税率が軽減される期間が7年間となっております。今回の改正は、対象範囲の拡充として居住用財産を所有している者だけでなく、相続人にも適用することになったものであり、平成26年度以降の適用となるわけでございます。

以上でございますけれども、次の2ページから12ページまでの資料2、羅臼町町税条例の一部改正新旧対照表につきましては、後ほどお目通し願います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、議案第26号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第26号羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第20 議案第26号羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定につ

いては、原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 1 議案第 2 7 号 羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第 2 1 議案第 2 7 号 羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬憲仁君） 6 3 ページをお願いいたします。

議案第 2 7 号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものでございます。

6 4 ページをお願いいたします。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を、次のように改正するものでございます。

改正の趣旨等につきましては、国民健康保険から後期高齢者医療制度への移行により、単身世帯となる世帯を特定世帯として、移行後 5 年間、世帯割額を 2 分の 1 とし、その後 6 年から 8 年までの間、世帯割額を 4 分の 1 減額する世帯を特定継続世帯として、それぞれ減額後の額を定めることになったため、必要となる条文の改正を行うものでございます。

改正条文につきまして説明をいたしますので、お手元の参考資料の 1 3 ページ、資料 3、新旧対照表をごらんください。

第 5 条は、医療分の世帯割額です。

1 号で、二人世帯の一人が後期高齢者医療へ移行し、もう一人が国保に残った世帯であって、以後 5 年を経過する月までの間にある者を特定世帯とし、特定世帯で 5 年を経過して、以降 8 年を経過する月までの間 3 年間を特定継続世帯とし、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯割額は 3 万 4, 0 0 0 円、特定世帯は 2 分の 1 減額し 1 万 7, 0 0 0 円、特定継続世帯は 4 分の 1 軽減し 2 万 5, 5 0 0 円と、減額後の額をそれぞれ定めるものでございます。

第 7 条の 2 は、後期高齢者支援金の世帯割額です。

1 号で特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯割額は 7, 0 0 0 円、特定世帯は 3, 5 0 0 円、特定継続世帯は 5, 2 5 0 円と、減額後の額をそれぞれ定めるものです。

1 4 ページをお願いいたします。

第 2 3 条は、国民健康保険税の減額でございます。

1 号は 7 割の軽減世帯です。イで医療分の世帯割額、エで後期高齢者支援金の世帯割額

のそれぞれ減額する額を定めており、以下の2号、3号においても同様となっております。1号のイで、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯割額は2万3,800円、特定世帯は1万1,900円、特定継続世帯は1万7,850円と定め、エで、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯割額は4,900円、特定世帯は2,450円、特定継続世帯は3,675円と、減額する額をそれぞれ定めるものです。

2号は、5割の軽減世帯です。2号のイで、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯割額は1万7,000円、特定世帯は8,500円、特定継続世帯は1万2,750円と定め、エで、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯割額は3,500円、特定世帯は1,750円、特定継続世帯は2,625円と、減額する額をそれぞれ定めるものです。

3号は、2割の軽減世帯です。3号のイで、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯割額は6,800円、特定世帯は3,400円、特定継続世帯は5,100円と改め、16ページをお願いします、エで、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯割額は1,400円、特定世帯は700円、特定継続世帯は1,050円と、減額する額をそれぞれ定めております。

附則、第15号の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い改正を行うものでございます。

附則第15号中、法附則第44条の2第3項を附則第44条の2第4項及び第5項に、第36条を第35条第1項に改めるものでございます。

附則といたしまして、施行期日でございます。1項、この条例は公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。ただし、附則第15項の改正規定は平成26年1月1日から施行する。

適用区分でございます。2項、次項に定めるものを除き、改正後の羅臼町国民健康保険税条例の規定は平成25年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3項、新条例附則第15項の規定は、平成26年度以降の年度分の国民健康保険税について適用する。

なお、この条例改正につきましては、4月30日開催の第2回国保運営協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいているものでございますことを御報告させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、議案第27号を採決します。この採決は、起立によって行います。

議案第27号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第21 議案第27号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第28号 羅臼町新型インフルエンザ等対策本部条例制定
について

○議長（村山修一君） 日程第22 議案第28号羅臼町新型インフルエンザ等対策本部条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬憲仁君） 67ページをお願いいたします。

議案第28号羅臼町新型インフルエンザ等対策本部条例制定について。

羅臼町新型インフルエンザ等対策本部条例を、別紙のとおり制定するものでございます。

68ページをお願いします。

羅臼町新型インフルエンザ等対策本部条例。

制定の趣旨等でございますが、平成21年に発生しました新型インフルエンザの経験を踏まえ、新たな感染症発生時における対策の実効性を確保するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成24年5月11日に公布され、今春に施行される予定でしたが、中国で感染が広がる鳥インフルエンザの問題で死者がふえており、人の間で流行するウイルスに変異する可能性が排除できないため、4月13日から前倒しで施行をされましたことに伴いまして、都道府県及び市町村は特措法の規定に基づきまして新型インフルエンザ等対策本部の設置が義務づけられたことから、対策本部に関し必要な条項について条例で定めるものでございます。

第1条は、目的でございます。この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条において準用する法第26条の規定に基づき、羅臼町新型インフルエンザ等対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条は、組織でございます。新型インフルエンザ等対策本部長は、本部の事務を総括する。

2項、新型インフルエンザ等対策副本部長は、本部長を助け、本部の事務を整理する。

3項、新型インフルエンザ等対策本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

4項、本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5項、前項の職員は、町の職員の内から町長が任命する。

第3条は、会議でございます。本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ本部の会議を招集する。

2項、本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員、その他、町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し意見を求めることができる。

第4条は、部でございます。本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2項、部に属するべき本部員は本部長が指名する。

3項、部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4項、部長は、部の事務を掌理する。

第5条は、雑則でございます。前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は本部長が定める。

附則でございます。施行期日、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑終わります。

これから、議案第28号を採決します。この採決は、起立によって行います。

議案第28号羅臼町新型インフルエンザ等対策本部条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第22 議案第28号羅臼町新型インフルエンザ等対策本部条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第29号 財産の取得について

○議長（村山修一君） 日程第23 議案第29号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

環境生活課長。

○環境生活課長（五十嵐勝彦君） 69ページをお願いいたします。

議案第29号財産の取得について。

次の物件を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

1、取得物件、資源ごみ収集車1台。

2、取得目的、一般廃棄物収集運搬業務のため。

3、取得価格、1,291万5,000円。

4、契約の相手方、札幌市中央区北4条西6丁目北海道自治会館内北海道市町村備荒資金組合組合長寺島光一郎でございます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第29号を採決します。この採決は、起立によって行います。

議案第29号財産の取得については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第23 議案第29号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第30号 財産の取得について

○議長（村山修一君） 日程第24 議案第30号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

○学務課長（中田 靖君） 70ページをお願いいたします。

議案第30号財産の取得について。

次の物件を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

記としまして、1、取得物件です、給食集配車1台。

2、取得の目的、学校給食集配業務のためでございます。

3、取得価格、703万5,000円。

4、契約の相手方、札幌市中央区北4条西6丁目北海道自治会館内北海道市町村備荒資金組合組合長寺島光一郎でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第30号を採決します。この採決は、起立によって行います。

議案第30号財産の取得については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願

ます。

(賛成者起立)

○議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第24 議案第30号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 各委員会閉会中の所管事務調査の件

○議長(村山修一君) 日程第25 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。

各委員長から委員会における調査について、会議規則第71条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出された閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定しました。

◎閉会宣告

○議長(村山修一君) これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第1回羅臼町議会臨時会を閉会します。

どうもありがとうございました。

午後 1時36分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員